

**労使関係研究協会第19回労働講座 「労働運動へのチャレンジ45年」 後篇 高木剛氏講演要旨**

宮崎県同盟から、山田精吾氏の誘いでゼンセン同盟本部に移った。労働戦線統一の要員ということだったが、すぐ外務省へ行かされ、レーバーアタッシュとしてタイへ。ゼンセンに戻ると産業政策局に配属された。ゼンセン同盟は組織拡大のウェイトが高い。関連子会社の組織化から産業・業種別の部会での拡大、中小企業のための地域単位での取り組みなどがある。加盟組合の関連会社の組織化では、会社の癖が組合役員にも反映するようで、苦勞した。組合結成から安定して組合活動ができるまでに様々な苦勞があった。不当労働行為も多かった。一方、経営者が応援してくれるケースもあった。ある会社では、自民党の議員が応援してくれたことも。

繊維業界も大きく変化し、繊維産業だけでは産別は小さくなる。糸偏の製造だけでなく、売るところもあるということで、スーパーマーケットから組織化を始め、流通部会ができた。食品関係にも組織が広がり、外食産業に拡大していき、フードサービス部会ができた。経営側からも、業種全体の労使関係にメリットがあるのでぜひ、と部会活動が歓迎された。

産別としてのゼンセンの大きな役割として合理化対策があり、合理化対策指針を策定、合理化三原則を設けた。雇用の維持、労働条件を下げない、修学権の確保。働きながら二部制の高校に通う女性のため修学権を重視した。合理化対策にあたっては、幹部だけが納得してはだめ。独断をせず、必ず当事者である組合員が意味をわかって議論をすることが大事。

中小企業の労働者のために地域で合同労組を結成し、組合員（費）を集め専従者をおいた。新潟の十日町では5千人組織し、栃尾、見附、亀田などの労働者も組織した。労働組合法第18条で、同じ地域の同じ産業の労働者3/4以上がクリアした条件が、残り1/4の労働者にも適用される。愛知県の一宮市、尾西市の羊毛関係でこれをクリアし、地労委の命令が発出された。

ゼンセン統一闘争に参加する組合は、中央闘争委員長承認がないと妥結できない。交渉の合間で、妥結させてくれ、いやまだまだ、というやりとりが思い出される。

産別統合でも苦勞した。CSG連合やJSDとの統合では、運動の進め方において互いが理解しあって話す必要があった。深刻な議論の過程があり、組織統合は大きいほうが譲歩しなければまともにならないと感じた。

男女雇用機会均等法制定の際に尽力された方の姿もここに見えるが、女性参画への取り組みは、もともと繊維工場の寄宿舎での女性の扱いに端を発している。

連合副会長のころ、個別の労使紛争解決のため労働審判制度の創設にも関わった。また、プロ野球選手会の結成にあたっては一部の球団社長らと接触したこともあった。選手が通信制の大学で教職課程を履修し、引退後に高等学校の監督になれるよう、根来コミッショナーと話したりもした。

日米地位協定問題では、連合沖縄の仲村会長がAFL-CIOの幹部と会談した。ロシアのFNPRに対しては、一貫して四島一括返還との立場を主張した。パレスチナでは、ゼンセンはヨルダンでの医療クリニック開設にも協力している。ベトナムからはJILAFに訪日チームが来て、いろいろ意見交換し、日本のユニオンショップ協定など、ベトナムの労働組合法改正にも影響を与えたようだ。

労働運動の世界に飛び込んでいつのまにか45年が経っていたが、ここまで活動を続けてこられたのは先輩諸氏の指導と、仲間の協力あつてのことと感謝している。